最終バスに乗り遅れたのでタクシーで帰った―――行動の選択肢と can, must/have to

帰りが遅くなって最終バスに乗り遅れてしまった。歩いて帰るわけにはいかないから、タクシーで帰った——そういう場合、英語では次の(1)(2)のように表現できます:

- (1) I missed the last bus and took a taxi home.
- (2) I missed the last bus and had to take a taxi home.

この(1)と(2)の違いは、and の後の動詞の形です。(1)は通常の過去形ですが、(2)は have to の過去形の had to が使われています。had to は「・・・しなければならなかった、・・・せざるをえなかった」ということなので、「本当はタクシーを使いたくはなかったが、他に手段がなかったので、やむを得ず/仕方なくタクシーを利用した」という意味を表します。このように、have to, had to は、「行動」に関して用いられると、それが「唯一の選択肢」であることを表すことになります。次の must を用いた例も同様です:

- (3) You must be back by 10 o' clock. (Leech 2004: 78)
- (4) Old people must be treated with sympathy and understanding. (Leech 2004: 79)

これらは「義務(obligation)」「要求・必要(requirement)」を表す表現ですが、「それ以外の行動は認められない」ということで、それを「唯一の選択肢」として提示していることになります。

これに対して、「行動」に関して次のように can を用いると、「複数の選択肢の中の一つの選択肢」 を表すことになります:

- (5) You can take the subway to the airport.
- (6) You can ride my bike if you like. (bike=自転車)
- (7) I can give you a hand for a few minutes, if you need help. (Leech 2004: 74)

(5)は「地下鉄」以外にも交通手段があることを示唆し、(6)は「もしよかったら乗って[使って]ください」ということで、イヤなら別に乗らなくても[使わなくても]よい、ということです。(7)も同様です。この(6)(7)はそれぞれ「提案(proposal)」「申し出(offer)」の表現であると言えますが、そうした表現はすべて、「(そのことを)一つの選択肢として提示する」という意味が基本になっていると言えます。このように can を用いて、何かを「一つの選択肢」として提示する場合、それを実際に選択するか否かは当人に任されているので、建前として当人には「行動の自由」があり、行動を束縛されないことになります。これに対して先ほどの had to, must の場合は、それが「唯一の選択肢」であることを表し、それ以外にとるべき道がないため、当人(=文の主語(=行動の主体))は行動を束縛されることになります。そうした「行動の主体への束縛」は、(2)の場合は「その場の状況」、(3)(4)の場合はそれぞれ「話者」「一般的な社会通念」がその源ですが、これらはすべて「行動の主体」の外に位置しているものであるため、これらの場合の「束縛」は「外的な束縛」であると言えます。「外的な束縛」の場合、外から束縛を課されることになるので、「行動の主体」からすれば「イヤなこと、本当はやりたくないこと」が多いのですが、場合によってはそうではないこともあります。次の(8)の例がそれに当たります:

- (8) You must come visit us soon. (近いうちにぜひ遊びにきてくださいよ) (*MWALED*) (come visit は come to visit でもよいが、不定詞マーカーの to が落ちることがよくある)
- (9) If you like Mexican food, you must eat here.

 (メキシコ料理がお好きなら、ぜひこの店で食べてみてください「この店を外したらダメですよ」)

(8)(9)は「ぜひ・・・してください」「・・・しなかったらダメですよ」という「(相手に対する)強い勧誘」を表しています。この場合、「行動の内容」は「行動の主体にとってプラスになる(はずの)事柄」なので、それを言われたほうはそんなにイヤとは思わないわけです。

上の「束縛」に関する例は「外的な束縛」を表すものでしたが、同じ形が時には「内的な束縛」、 すなわち「自分の行動に関して、自分で自分に束縛を課す」という場合もあります。次例を参照:

- (10) He must always have his own way.
- (11) My ex-husband just had to buy the most expensive one. (Leech 2004: 80)
- (12) When boredom strikes, we eat potato chips. When we go to the movies, we must eat popcorn.

これらは「・・・しないと気が済まない/気が済まなかった、・・・せずにはいられない」ということで、それを「唯一の選択肢」として自分で自分に束縛を課しているわけです。このように自己を内側から束縛する場合は、その「行動の内容」は「(自分にとって)イヤなこと、本当はやりたくないこと」ではなく、その正反対のこと、すなわち「そうしたくてたまらないこと」になります。同一の形式が、同一の抽象的な意味を共有しながら、コンテクストごとに違った「味」を出して用いられている点に注意してください。